

請願第49号

請 願 書

平成29年6月19日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市静町62-22
福島県退職教職員協議会郡山支部
支 部 長 大 越 博 邦

紹介議員 蛇 石 郁 子
岩 崎 真理子
八重樫 小代子

慎重な憲法論議を求める意見書の提出についての請願

〔請願趣旨〕

昨年7月の参議院選挙以降、憲法改正など、憲法をめぐる議論が活発になっています。憲法第96条が、「各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議」出来ると定めていることから、憲法改正発議の条件が整ったとの主張もあります。

一方で、多くの世論調査で憲法改正を求める意見は増加しておらず、憲法改正が国民的要求となっているという状況とは言えません。

いうまでもなく憲法制定権力は国民に有り、憲法改正の発議が立法府の特別多数に委ねられているのは憲法改正手続の一部に過ぎません。このことは、最終的な憲法改正の是非が国民投票の結果によって決することからも明らかです。

さらに、国家権力の恣意的運用を排するための権力制限規範としての役割が憲法の本質であることを踏まえれば、「国権の最高機関」として厳格な憲法尊重擁護義務を負う国会が、拙速な審議によって憲法改正を発議することのないよう強く求めるものです。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるよう請願いたします。

[請願事項]

- 1 憲法審査会は、憲法及び憲法に関連する事項について広範かつ総合的に調査を行い、憲法の基本理念を活かし、その実現につとめること。
- 2 憲法問題についての国民的議論の動向を見据えたうえで、慎重な憲法論議を進め、拙速な憲法改正発議を行わないこと。

請願第50号

請 願 書

平成29年6月19日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市安積町荒井字明道1-24
人 見 やよい
郡山市富久山町久保田字乙高50
川 井 ひろみ
郡山市富田町字音路86-33
渡 辺 久
郡山市朝日1-5-16-601
野 口 時 子
郡山市挑見台11-54
阿 部 千 春
郡山市湖南町福良字荒町202
滝 田 春 奈
郡山市田村町徳定字芋干場50
石 塚 由 紀

紹介議員 蛇 石 郁 子
岡 田 哲 夫

国政・地方選挙における供託金制度の見直しを求める意見書提出につ
いての請願

〔請願趣旨〕

現在、わが国で国政・地方選挙に立候補するためには、高額の供託金が必要になって
います。特に国政選挙の供託金は、選挙区で300万円・比例区で600万円を要し、
これは世界一高い額であり、没収点も高いことから、国政選挙への立候補の障壁は
きわめて厳しくなっています。

立候補の自由に関しては、これまでの司法判断においても「選挙権の自由な行使

と表裏の関係」であり、「自由かつ公平な選挙を維持する上で、極わめて重要」とされています。また「両議院の議員及びその選挙人の資格」を定めた憲法第44条でも「・・・社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない」と書かれています。選挙への立候補にきわめて高額な供託金を必要とする制度は、こうした憲法の理念に反し、高額のコストを用意できる者以外の立候補の自由を事実上奪いかねないものと言えます。また、2009年には高すぎる供託金の額と没収点を引き上げる法案が、衆議院で可決されています。(その後参議院で通過しないまま衆議院解散により廃案)

供託金の目的に「泡沫候補と売名候補の排除」があげられていますが、この制度が無い、きわめて低額の諸外国においても、「泡沫候補と売名候補」による濫立が公正な選挙を妨げるような問題は生じていません。また、わが国でも町村議会選挙は供託金0円ですが、そうした問題は特段見られません。売名行為や混乱を防ぐための制度として「供託金」ではなく、スイスやスウェーデンなどで導入されているように、一定数の支持者署名の提出を立候補の条件にする方法などもあります。

わが国では、去る2015年6月、若い人の政治参画を拡大・保障するため、選挙権年齢を18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が成立し、学校など教育現場でも主権者教育が取り入れられるようになってきました。主権者は、選挙への投票だけでなく、立候補を含めたさまざまな主権を行使する主体であり、その主権行使を阻害する可能性のある制度は検討し直す必要があります。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して意見書を提出されるようお願いします。

[請願事項]

国は、国政・地方選挙における高額な供託金制度の見直しをすること。

請願第51号

請 願 書

平成29年6月19日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市虎丸町7-7
郡山地方労平和フォーラム
議 長 田 中 光 一

紹介議員 蛇 石 郁 子
岡 田 哲 夫
飛 田 義 昭

ライドシェアの導入に反対し、安心・安全のタクシーを求める意見書
の提出についての請願

〔請願趣旨〕

政府は、昨年7月、内閣官房IT総合戦略室長の下に、「シェアリングエコノミー検討会議」を設置し、11月に中間報告をまとめました。そして「規制改革推進会議」も、「需給の構造変化を踏まえた移動・輸送サービス活性化のための環境整備について」をテーマに、一般のドライバーが料金をとって自家用車で利用客を送迎するいわゆるライドシェアの導入に向けた議論を進めています。

ライドシェアは、道路運送法で禁止されてきた「白タク」を合法化するものであり、①二種免許や運行管理も不要とされ、利用者の安全・安心が脅かされること、②地域公共交通を弱体化し、既存のタクシー事業を崩壊させる、③公共交通ではないことから、需給状況によっては運賃が変動すること、④24時間稼働の保証がなく、夜間の利用で特に女性・高齢者は利用しづらくなること、⑤事業主体（プラットフォーム）は一切運送に関する責任は持たず当事者間での解決となることなど多くの問題点があります。

また、ライドシェアは、Uber（ウーバー）などの配車アプリサービスを利用しますが、事故の補償、暴力や暴行事件、運送対価のトラブルなど運転手と利用者間の問題があり、さらにウーバーに登録している運転手がウーバー社に対して雇用

関係の有無や地位確認などで集団訴訟を起こしている問題もあります。多くの問題点を有するライドシェアが無秩序に容認されれば、経済合理性に過度に重きを置いた経営などにより、利用者の安全が担保されない事態が常態化するおそれは否めません。

また、ウーバーは、欧米や中国などを中心に急拡大していますが、サンフランシスコでは地域最大のタクシー会社「イエローキャブ」が倒産に追い込まれています。ライドシェアが日本全国に普及すれば、タクシーの産業基盤が奪われるにとどまらず、路線バスや鉄道を含めた地域公共交通の存立を脅かすこととなっていくのは明白です。

タクシーは、介護や通院、買い物の足など、地域生活には欠かせない「ドア・ツー・ドアの公共交通機関」であり、市民等にとって安心・安全で快適・便利な交通機関として、日常生活や地域の経済活動を支える役割を担っており、高齢化社会が進む中、タクシーへの期待も高まっています。世界一のサービスと安心・安全を標榜する日本のタクシーの現状を見れば、ライドシェアを導入するのではなく、国際的に良質で安全なタクシーをこれからも守っていく観点が大事です。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

- 1 市民の安心・安全に極めて大きな懸念のあるライドシェアを導入しないこと。
- 2 公共交通の役割を担っているタクシーが、より安心・安全で快適・便利な交通機関として利用することができるよう、改正タクシー特措法によるタクシー事業の適正化・活性化をはじめ必要な諸施策を講ずること。

請願第52号

請 願 書

平成29年6月19日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市大槻町字六角北19番14
郡山地方農民連
会 長 宗 像 孝

紹介議員 高 橋 善 治
飛 田 義 昭

農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願

〔請願趣旨〕

米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が「これでは作り続けられない」という状況が生まれています。また「安いコメ」の定着によって、生産者だけでなくコメの流通業者の経営も立ち行かない状況となっています。

こうしたなかで政府は、農地を集積し、大規模・効率化をはかろうとしています。が、この低米価では規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機におちいりかねません。

平成25年度までは、主要農産物（米、麦、大豆など）の生産を行った販売農業者に対して、生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）との差額を基本に交付する「農業者戸別所得補償制度」がとられ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていました。

平成26年度からは「経営所得安定対策」に切り替わり、米については10aあたり7,500円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域がいっそう疲弊しています。しかも、この制度も平成30年産米から廃止されようとしています。

これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田のもつ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にしてしまうことはあきらかです。

私たちは、いまこそ欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要だと考えます。そうした観点から、当面、生産費をつぐなう農業

者戸別所得補償制度を復活させて、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めます。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるよう請願いたします。

[請願事項]

農業者戸別所得補償制度を復活させること。

請願第53号

請 願 書

平成29年6月16日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

福島市上浜町10-38
福島県教職員組合
中央執行委員長 角 田 政 志

紹介議員 箭 内 好 彦
蛇 石 郁 子
岩 崎 真理子
飛 田 義 昭
小 島 寛 子

「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書

〔請願趣旨〕

東日本大震災から6年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。平成29年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業交付金として計上され、62億円が予算化されています。

この事業を通して、幼稚園児の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。

政府の基本計画により、被災地に対する「集中復興期間」は平成27年度で終了し、平成28年度からは「復興・創生期間」となりました。平成28年3月11日に閣議決定された、『「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針』の「具体的な取組」の中にも「被災した子どもが安心して学ぶことができる教育環境の確

保に取り組む」とあります。

本事業の対象家庭は、全国47都道府県すべてに上ります。福島県では、平成28年10月時点で約2万人もの子どもたちが県内外で避難生活を送っています。(福島県子ども・青少年政策課公表) 経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続による就学支援は非常に重要です。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。地方から「必要である」との声を中央に届けることが必要となります。

こうした状況をふまえ、経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学に対し、いきとどいた支援が保障されるよう、下記事項について強く要請します。

つきましては、平成30年度においても「被災児童生徒就学支援等事業」を継続し、被災児童生徒の就学支援に必要な財政措置を行うよう、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、平成30年度以降も、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を国へ要望する意見書を提出すること。